

令和3年4月開所分



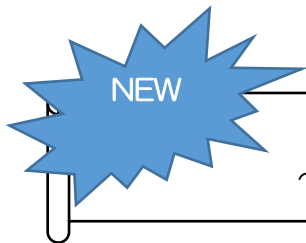
令和2年度 横浜市民間保育所 内装整備費補助事業

二次募集に向けた事前相談の実施

事前相談期間: 令和2年3月16日(月)~4月16日(木)

横浜市こども青少年局
子育て支援部こども施設整備課
〒231-0017
横浜市中区港町1-1
TEL: 045-671-2047





令和2年度募集から
～保育士等の職場環境改善事業のご案内～

保育者の職場環境改善を図ることを目的として、保育者が気兼ねなく休める場所や、保育者同士のコミュニケーションの場を確保するため、休憩室等を基準面積以上整備する場合について、補助金額の増額を行います。

1 対象となる補助事業

横浜市民間保育所内装整備費補助事業

2 補助金額増額の条件

休憩室等（※1）の機能を備え、専用に区画された居室を次に定める基準面積以上に確保した場合は、定員に応じて補助金額の増額を行います。

(1) 従来補助金額

増加する定員数	補助金額の上限（千円未満切捨）
90人以上	6,000万円（8,000万円×3/4）
50人以上90人未満	4,500万円（6,000万円×3/4）
50人未満及び分園設置等	右記計算式による（6,000万円×（増員数/50人）×3/4）
既存施設の改修等	右記計算式による（6,000万円×（増員数/50人）×3/4）

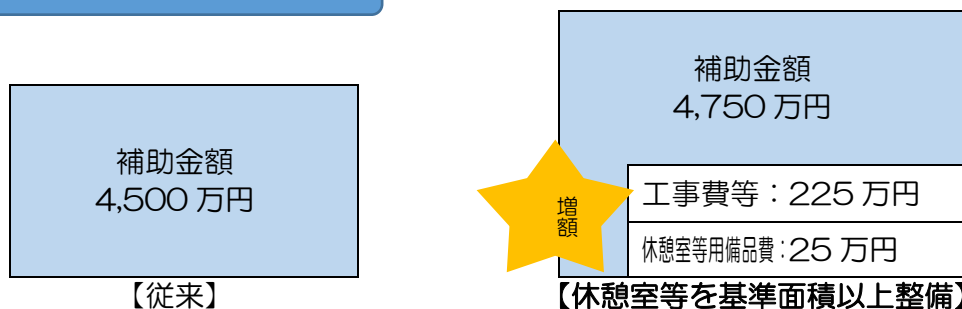
(2) 休憩室等を整備した場合の補助金額

増加する定員数	休憩室等基準面積	補助金額の上限	
		工事費・備品費等	休憩室等備品費
90人以上	24㎡以上	6,300万円（8,400万円×3/4）	25万円（実支出額×3/4）
50人以上90人未満	18㎡以上	4,725万円（6,300万円×3/4）	
50人未満及び分園設置等	14㎡以上	右記計算式による（6,300万円×（増員数/50人）×3/4）	
既存施設の改修等（※2）	整備後の定員数による	右記計算式による（6,300万円×（増員数/50人）×3/4）	

※1 休憩室等とは、保育者が休憩できる場の他、保育者同士のコミュニケーションを図る場や、面談等を行う場としての機能を有する居室を対象とします。

※2 既存施設の改修等について、既に基準面積以上の休憩室等を確保している場合は加算対象外とします。

定員50人以上90人未満の場合



働きやすい環境づくりにむけて、保育士休憩室や更衣室（男女別）の確保をお願いいたします。

令和3年4月開所に向けた事前相談について

令和2年4月中旬から実施する予定の内装整備費補助事業二次募集に向けた準備等を円滑に進めていけるよう、次のとおり事前相談を実施します。

なお、事前相談期間中にご相談いただくことで、内装整備費補助事業二次募集における事前相談を省略できることとします。

1 事前相談期間

事前相談期間	令和2年3月16日（月）～令和2年4月16日（木）
対象エリア	「整備が必要な地域」参照

※現在掲載している「整備が必要な地域」は、令和2年1月時点の一次募集のエリアに、令和2年3月時点での追加予定エリアを記載したものです。一次募集の審査状況等に応じて、エリアに変更が生じる可能性があります。4月に実施予定の二次募集においては、令和2年4月時点での「整備が必要な地域」を改めて掲載します。

【二次募集の予定】

○募集期間

第一期 令和2年4月20日（月）～5月22日（金）

第二期 令和2年6月下旬～7月上旬

※募集期間は変更になる場合があります。

2 対象案件

事前相談の対象は、内装整備費補助事業を活用し、建築物の改修等により認可保育所の整備を検討している案件です。

ア 新設認可保育所・分園の整備（新築・既存ビルの改修等）

※新設の場合は、定員20人以上とします。

※分園の場合は、原則として定員45人以下とします。

イ 既存保育所の増床・増築・改修（※）

※3人以上の認可定員増が図れる場合を対象とします。

定員増とは、増床・増築・改修を行うことによって増える定員のことであり、申請日時点の定員外入所による人数は、定員増分に含まれません。（詳細はお問い合わせください）

※大型遊具は補助対象外です。

※平成29年度以降に本市からの補助金を受けて保育所の建設工事や内装工事を行った施設は対象外です。また、平成22年度以降に、本市からの補助金を受けて保育所の建設工事を行った施設で、躯体部分の一部取壊しが発生する改修等を伴う場合は対象外です。

（補助対象となるか不明な場合は、予めお問い合わせください）

3 対象事業者

次の（１）～（５）の全てに該当し、法人格を有するものとします。

- （１）整備物件を確保、又は整備開始までに確保できる見込みがあること。
（貸与物件の場合は、横浜市民間保育所設置認可・確認等要綱第 16 条及び 17 条による）
- （２）次のいずれかに該当すること。
 - ア 平成 31 年 4 月 1 日において、認可保育所、幼保連携型認定こども園（※ 1）、自治体認証保育所又は横浜保育室を良好な内容で運営していること。
※ 1 ただし、1 歳児の受け入れを行っている施設であること。
 - イ 平成 29 年 4 月 1 日から継続して、横浜市内で地域型保育事業における事業所内保育事業又は小規模保育事業（C 型除く）を良好な内容で運営していること。
- （３）社会福祉法人以外の法人の場合は、「保育所の設置認可等について」（平成 26 年 12 月 12 日雇児発 1212 第 5 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長）の審査基準を満たすこと。
- （４）新たに認可保育所を設置・運営するに当たって、必要な資力・信用があること。
- （５）その他、市長が不相当と認める事由を有していないこと。

4 相談方法

電話でご予約のうえ、「事前相談書」（HP に掲載）及び位置図・平面図等、計画概要がわかる書類をお持ちください。

なお、予め整備地域の保育ニーズ等についてお問い合わせいただいたうえで、「事前相談書」をご準備ください。

■ **重点整備地域・整備が必要な地域・各区の保育ニーズ** に関すること

- 【担当窓口】 横浜市こども青少年局 保育対策課
- 【電話番号】 045-671-4220
- 【メールアドレス】 kd-hoikutaisaku@city.yokohama.jp
- 【担当者】 吉田、奥井

■ **事前相談の予約、施設設備基準・申請手続等** に関すること

- 【担当窓口】 横浜市こども青少年局 こども施設整備課
- 【電話番号】 045-671-2047
- 【メールアドレス】 kd-koseibi@city.yokohama.jp
- 【担当者】 金澤、宗仲、櫻井

木材の積極的な活用をお願いします

横浜市では、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、水源のかん養等のため、平成 26 年 4 月に「横浜市公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」を定め、木材の積極的な活用を図ることとしています。

内装整備費補助事業による保育所整備では、建物の木造化や、天井、壁、床等の内装に木材を活用する“木質化”に積極的に取り組んでいただきますようお願いします。

URL : <http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/archi/wood-timber/>

令和2年3月現在

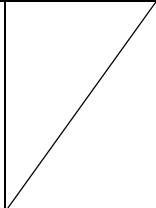
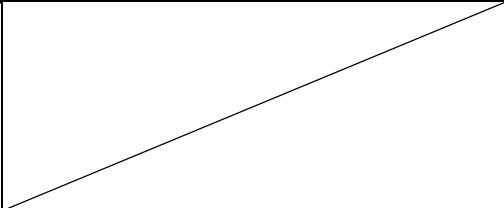
令和3年4月に向けた
横浜市民間保育所 整備が必要な地域一覧

重点整備地域

区	対象エリア	区	対象エリア
港北	【日吉駅】 日吉一～四丁目、箕輪一～三丁目、 日吉本町一丁目 【綱島駅】 綱島東一～六丁目	戸塚	【戸塚駅（駅徒歩10分圏内）】 吉田町、戸塚町[①JR線線路より東側 ②国道1号（旧東海道）より西側（ただし、バスセンター前交差点から戸塚小学校入口交差点までの商業及び近隣商業地域を除く） ③戸塚小学校入口交差点より南側]、矢部町、上倉田町

整備が必要な地域

区	対象エリア	区	対象エリア
鶴見	【鶴見駅周辺】 鶴見中央一～五丁目、豊岡町、寺谷一～二丁目 【生麦駅周辺】 生麦一丁目、三丁目 【駒岡】 駒岡一～五丁目	神奈川	【ポートサイド地区周辺】 栄町、大野町、金港町、青木町、台町、神奈川一～二丁目、星野町、橋本町一～二丁目、幸ヶ谷、山内町 【片倉町駅（駅徒歩10分圏内）】 片倉一～五丁目 【白楽駅（駅徒歩10分圏内）】 六角橋一丁目、白楽（東横線線路より西側）
西	【横浜駅・平沼橋】 南幸一～二丁目、岡野一～二丁目、浅間町三～四丁目 【戸部・桜木町】 戸部町、花咲町、戸部本町、中央一～二丁目、浜松町、藤棚町一丁目	南	【黄金町駅・阪東橋駅（駅徒歩10分圏内）】 前里町、白金町、高根町、真金町、永楽町、白妙町、中区末吉町4丁目、中区伊勢佐木町7丁目、中区曙町5丁目、中区弥生町5丁目
保土ヶ谷	【和田町駅（駅徒歩5分圏内）】 仏向町（相鉄線線路より南側）	旭	【二俣川駅（駅徒歩10分圏内）】 二俣川1～2丁目

<p style="text-align: center;">港北</p>	<p>【日吉本町駅】 日吉本町二～五丁目</p> <p>【綱島駅】 綱島西一～六丁目、綱島台、綱島上町</p> <p>【樽町・大曽根】 樽町一～四丁目、大曽根一～三丁目</p> <p>【大倉山駅（駅徒歩 10 分圏内）】 大倉山一～五丁目、大豆戸町、師岡町</p> <p>【新横浜駅（駅徒歩 10 分圏内）】 篠原町、新横浜一～三丁目、大豆戸町、岸根町</p> <p>【新羽駅（駅徒歩 10 分圏内）】 新羽町</p> <p>【高田駅（駅徒歩 10 分圏内）】 高田東一～四丁目、高田西一～四丁目</p>	<p style="text-align: center;">戸塚</p>	<p>【東戸塚駅（駅徒歩 10 分圏内）】 品濃町、川上町、上品濃町、前田町、平戸町（環状 2 号線より西側）、名瀬町（横浜新道より東側）</p>
<p style="text-align: center;">栄</p>	<p>【本郷台駅（駅徒歩 10 分圏内）】 小菅ヶ谷一丁目、柏陽、桂町</p>		

※認可定員増が図れる既存施設の増築・改修等又は新設保育所の設置については、原則「整備が必要な地域」以外で整備することはできません。

※ただし、以下の条件を全て満たす場合には、「整備が必要な地域」以外で整備が可能です。
(条件)

- ・ 3 人から 10 人程度の定員増が図れる既存保育所の増床・増築・改修の場合
- ・ 整備地域に一定の保育ニーズがあること
- ・ 当該区のこども家庭支援課との調整を終えていること

※詳しくは、各区こども家庭支援課にご相談ください。

※記載のないエリアについても、小規模保育事業等の募集を行うことがあります。

※定員構成については、敷地規模や地域の実情を踏まえて横浜市との協議に応じていただきます。保育ニーズの高い 1 歳児枠を確保するため、0 歳児枠の設定を行わない場合があります。

※現在掲載している「整備が必要な地域」は、令和 2 年 1 月時点の一次募集のエリアに、令和 2 年 3 月時点での追加予定エリアを記載したものです。一次募集の審査状況等に応じて、エリアに変更が生じる可能性があります。4 月に実施予定の二次募集においては、令和 2 年 4 月時点での「整備が必要な地域」を改めて掲載します。

横浜市民間保育所 建物・設備基準の一部緩和について

現在、「横浜市民間保育所設置認可・確認等要綱第4条」に基づく車いす対応用エレベーターやオストメイト水栓器具等の設備基準を緩和していますが、令和3年4月1日以降に開所する整備案件についても継続して緩和対象とすることを予定しています。

1 こども青少年局との協議のみで緩和が可能な設備

対象設備	新築	既存建築物の改修
(1) エレベーター (保育室が1・2階のみの場合)	設置不要 ※1	
(2) オストメイト用水栓器具	簡易設備で可 ※2	
(3) 点字誘導ブロック	屋内のみ設置不要	
(4) 乳幼児用便所に設ける鏡	設置サイズの緩和	
(5) 乳幼児小便器前の空間の確保	空間の大きさの緩和	

※1 エレベーターを非設置とした場合、新たに各階層に車いす使用者便房が必要です。ただし、建築局の許可により設置数を緩和することもできますので、ご相談ください。(2(2)参照)なお、駐車場(車いす使用者駐車施設)を設ける場合は、福祉のまちづくり条例に適合したエレベーターの設置が必要ですが、建築局の許可により非設置とすることもできますので、ご相談ください。

※2 簡易設備についての詳細は、お問い合わせください。

2 建築局の許可が必要な設備

以下の設備を緩和する場合、案件ごとに横浜市(建築局)の許可が必要となります。

	新築	既存建築物の改修
(1) エレベーター (保育室が3階以上の場合)		(例外あり※3)
(2) 車いす使用者便房	設置数の緩和(1か所で可)	
(3) オストメイト用水栓器具	設置不要(代替え設備要)	
(4) 手すり(一段程度)	設置不要	

※3 乗用エレベーターが設置されているが、建物構造上の理由等により福祉のまちづくり条例に適合したエレベーターの設置が困難である場合は、既存エレベーターで可とします。なお、駐車場(車いす使用者駐車施設)を設ける場合は、福祉のまちづくり条例に適合したエレベーターの設置が必要です。

上記1・2ともに代替措置等の計画書をご提出いただいたうえで、案件ごとに審査・確認を行います。

なお、上記2については、建築局の許可に時間を要するので、早めにご相談ください。